

第 2 号様式（第 4 関係）

令和 8 年 9 月 4 日

調布市議会議長 宮 本 和 実 様

総務委員長 平 野 充

視 察 等 共 通 部 分 報 告 書

下記のとおり、視察（~~研修~~・視察研修）を実施いたしましたので、
視察等個別部分報告書（第 3 号様式）を添えて報告いたします。

記

1 実施名称（テーマ）

令和 8 年度調布市議会総務委員会行政視察

2 実施期日（期間）

令和 8 年 7 月 7 日

3 実施場所（視察先・研修会場）

神奈川県横須賀市（横須賀市議会、横須賀市立中央斎場）

4 実施目的

総務委員会所管事務について、他自治体の視察、事務調査を行う
ことにより、今後の市政に十分反映させることを目的とする。

5 参加者の氏名

・平野 充 ・山根 洋平 ・岸本 直子 ・田中 謙二
・沼田 亮 ・藤川 満恵 ・宮本 和実

6 実施結果（視察概要・研修概要）

・神奈川県横須賀市（公営の墓地・納骨堂・火葬場等を含む市民への終活支援について）

横須賀市民生局特別福祉専門官による説明

（1）エンディングプラン・サポート事業

孤立・低所得市民の無縁化防止や、死後の尊厳を保全するため、協力葬儀社と死後事務委任契約を締結できる事業。

費用水準は「生活保護葬祭扶助＋納骨等の最小限の加算」程度（現在約27万円）で、追加費用なしのパッケージを市民が葬儀社に前納する。市は、3～4か月に1度家庭訪問を行い、死後は納骨まで寄り添って見届ける。これまで無縁納骨堂に行っていた層のうち、約2割超を本事業により救えている。

現在は本事業を、成年後見人との橋渡しのために拡充している。市民後見人養成講座の修了生を有償ボランティアとして活用し、年4回程度の定期訪問を実施。認知症進行時には、その修了生がそのまま成年後見人候補になれるように設計し、重症化する前から本人を知っている後見人という形を目指す。

（2）わたしの終活登録事業

市が終活情報のハブとなり、必要な情報に素早くアクセスできるようにするため、対象者を絞らない「終活情報の登録・カード交付」事業。

緊急連絡先、支援者、かかりつけ医、エンディングノート
の保管場所、葬儀生前契約の有無、墓地の所在地等を登録できる。現在登録者は約1,400人。データの保管については、現在は紙台帳とエクセル索引を用いているが、今後は台帳をPDF化することを予定。

（3）その他

エンディングプラン・サポート事業とわたしの終活登録事業は、終活支援センター専任職員3人と、訪問相談員1人の体制で実施。

事業予算は約340万円（専任職員の人件費除く）だが、その3/4は生活困窮者自立支援法による国庫負担。

横須賀市立中央斎場職員による説明

(4) 設立時の経緯、イニシャルコスト

明治22年に前身となる坂本火葬場が開場し、平成5年に現在の中央斎場として運営を開始した。総工費は約54億円。

(5) 施設概要

ア 敷地面積 10,338㎡

イ 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
2階建て

ウ 火葬炉 10基

エ 使用燃料 都市ガス

オ 休場日 友引及び年始（1月1日～3日）

カ 待合室 11室

キ 受入件数 1日あたり22件（冬季繁忙期は24件）

コ 受入時間 9時～15時（30分毎）

(6) 現在の利用状況

市内5,120件、市外385件、計5,505件（令和7年度）

(7) 事業収支（令和6年度）

ア 歳出 281,606,872円

イ 歳入 使用料78,129,300円、市債55,300,000円、
その他財源31,189,057円、一般財源116,988,515円

(8) 今後の見通し

運営コストについて、物価高騰に伴い人件費や火葬のガス代等の増加が想定される。また、施設設備の老朽化に伴い、高額な設備投資が必要となる。現在の建物は横須賀市公共施設保全計画において2065年まで使用予定となっているが、その後の建替えについてはゼロベースでの検討が必要。

—横須賀市議会、横須賀市立中央斎場—



7 その他

特になし

8 実施結果に対する所感、意見等

視察等個別部分報告書のとおり

第 3 号様式（第 4 関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	平野 充
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
横須賀市 「公営の墓地・納骨堂・火葬場等を含む市民への終活支援について」		
2 実施結果に対する所感、意見等		
（質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等） 調布市議会総務委員会として所管事務調査の一環で行政視察を行った。「公営の墓地・納骨堂・火葬場等を含む市民への終活支援について」がテーマであり、整備・運営・業務においてハード・ソフト両面からのアプローチとして全国的に最も具体的、かつ、先進的に取り組んでいる横須賀市を選んだ。 横須賀市での引き取り手のない遺骨（身元がはっきりしている市民）の推移として 2000 年を境に急激に増え始めた記録を確認させていただいた。何と、その原因まで横須賀市では多角的に調査を行い、突き止めていた。それは、固定電話から携帯電話への移行である（2021 年をもって個人向けのハローページ電話帳は廃止されている）。つまり、追跡できない時代に突入したことを意味していた。 福祉は生前に死期周辺の相談に応じてこなかった。死後焼却だけが義務だからでもある。これほど多くの引き取り手のない遺体を前に、多くの自治体には生前相談窓口がない。 第一の事業は「エンディングプラン・サポート事業」。市は市民からのお金を預かることはできない。そこで、民間の葬儀事業者との連携で、市民が生前に「死後事務委任契約」を結び、事業者が間に入り取り持つ。その金額は 27 万円である。 第二の事業は全市民に対する「わたしの終活登録事業」。高齢者だけでなく、障害者や誰でも登録できることが特徴である。単身世帯（独身）も増加してくる時代において非常に重要である。この流れが定着、また、関係機関とも連携し、「倒れて入院」「徘徊して保護」などの緊急時にそれぞれの機		

関から身元を確認するために市役所に問い合わせがくる。エンディングノートには、万一の時の連絡人（先）等、市が責任をもって一人一人の情報を預かっている。

調布市には、公営の墓地も納骨堂も火葬場もない。また、横須賀市のような、生前に死後のことまで取り決め、納金までできるシステムもない。今回の横須賀市への視察は大きな意義があり、重要な視察となった。終了時、講師の方には心より感謝申し上げた。

また、横須賀市役所での講義終了後、横須賀市の公営火葬場に移動し、運営状況や課題を学んだ。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

調布市での展開（ハード・ソフト両面）をどう切り拓いていくのか。非常に幅の広い施策事業となり、10年先を見ながら進めるビッグプロジェクトになるため、簡単に記すことはできないが、本年は市民アンケート約640件がまとまり、現在、葬儀関係事業者へのアンケートも開始している。年末までに総務委員会所管事務調査の証として「政策提言」を検討している。

第 3 号様式（第 4 関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	山根 洋平
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
横須賀市 「公営の墓地・納骨堂・火葬場等を含む市民への終活支援について」		
2 実施結果に対する所感、意見等		
（質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等） 横須賀市の終活支援センターの取組として、エンディングプラン・サポート事業の経緯と実施状況について御担当の方からお話を伺った。横須賀市は歴史的な経過から「無縁墓」への対応が古くから課題となってきた地域であり、現在では墓地埋葬法の規定により、引き取り手のない遺体は、お亡くなりになった場所の自治体が火葬・埋葬することとなっている。この墓地埋葬法の趣旨は、身元不明の方の対応を想定した規定であると解されるが、近年では身元が判明するものの、親類等引き取り手がいないという事例が増加している。家族間の関係性が薄れ、さらに単身独居で身寄りがいないという社会の変化が、今日的な引き取り手のいないご遺骨につながってきている。 こうした中、身元が判明しているにもかかわらず無縁となる状況を防ぐため、墓地埋葬法第 9 条の適用を回避するための予防的施策として、エンディングプラン・サポート事業が平成 27 年より始まった。当初は事業費や人員の手当がなく、担当された職員の方々の熱意によって成り立っていたが、市長の交代を経て予算と人員配置が手当され、令和 6 年度までの累計で 146 人の登録があり、1,108 万円の墓地埋葬法第 9 条に基づく支出を回避することができているとのことである。 また、この事業の開始当初より、もう一つの事業である「わたしの終活登録事業」についても考慮されていたとのことである。携帯電話の普及により、固定電話の回線数が減少していく中、氏名や住所がわかっても緊急連絡先がわからないという例が多発している。自宅に固定電話を持っておらず、家族一人ひとりが自ら携帯電話を持っているため、家に電話をかけて誰かに連絡するということができず、個人単位で連絡がとれなければ、急を要する連絡も不可能となっている。住所を頼りに手紙でやりとりする方法では時間がか		

かり、ご遺体やご遺骨の引き取りに関する対応が一向に進まないということになる。こうした事態を未然に防ぐため、あらかじめ行政に緊急連絡先やかかりつけ医療機関、葬儀などの生前契約といった情報を登録し、情報伝達に特化した事業を展開している。自身や家族だけではなく、けがや病気、もしものときの対応を担う行政・医療機関にとってもこうした情報が登録されている場合は、そこから緊急連絡先へつながるが、連絡先が判明しない場合、医療機関や警察は市役所へと連絡しがちである。あらかじめ、終活登録事業によって登録した連絡先などの情報をカードで持つておくことで、医療機関での迅速な対応となったという効果もあり、本事業による現場の負担が軽減されていることがうかがえた。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

横須賀市における取組においても、対象となる市民への周知が課題であると感じた。エンディングプラン・サポート事業とわたしの終活登録事業については、ターゲットとなる市民の対象が微妙に異なる。前者では単身・独居で死後の遺骨の引き取り手がないという状況が見えている方が対象であり、後者は、年齢問わず元気に生活する市民を対象に、不慮の事故や不測の事態に陥った時の連絡をとるための取組であることから、周知する対象や内容についても工夫をしなければならない。担当者の方からは、地域に出向いてミニ集会のようなものを開き、話を聞いて必要だと思ってもらった方が自発的に登録するという流れを期待しているとのことであった。

事業がうまく進んでいくためには、担当者の熱意と、それが市民に伝わることで生まれる自発的な動機付けが重要であり、こうした行政と市民とのコミュニケーションの確立によって、市民も理解する事業となるのだと感じた。

また、登録時には紙による記入を行い、電子化したデータ（エクセル）による管理がなされているとのことであった。どちらか一方のみであると、システム障害によるデータ消失や、市役所の被災時における紙媒体の滅失といったリスクがあるため、バックアップとしてアナログとデジタルの両方でデータを保有することが、リスクヘッジにつながるのではないかと考えた。

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	岸本 直子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
横須賀市 「公営の墓地・納骨堂・火葬場等を含む市民への終活支援について」		
2 実施結果に対する所感、意見等		
（質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等） 総務委員会で所管事務調査を実施しているが、最終的には調布市に対して今後の市政運営に活かす政策提言を目指している。 党派を超えて共通課題となったのは「公営の墓地・納骨堂・火葬場等を含む市民への終活支援」である。 既に委員会として行ったアンケート活動では642件もの回答が寄せられ、高齢化が進む中、墓終いや葬儀のあり方、独居高齢者などの課題が押し寄せる中、多くの市民の関心が高まっている。総務委員会の所管事務調査では、党派間の違いを越えて、最終的に地方自治体の政策、支援策について提言できるよう、調査や研究を行っている。 調査の一環として、7月7日（火）に神奈川県横須賀市へ行き、終活支援センター事業や新たな埋葬方法のニーズに対する行政の関与、墓地や納骨堂との連携について、横須賀市立中央斎場の事業概要などを学んできた。 横須賀市では、市民生局の特別福祉専門官より、事業概要をご説明いただいた。 横須賀市の「2つの終活支援」 ～無縁1割、単身5割の衝撃～ と題するご説明の中では、横須賀市浦賀地域における供養関連の歴史は港町としての地理的特性、都市化、高齢化などの影響を受けている地域という事を知った。江戸時代には浦賀奉行所が置かれ、多くの船員や出稼ぎ労働者が行きかうようになり地元にお墓を持たない人が急増した歴史を持っている地域でもある。横須賀市における引き取り手の無い遺骨の推移は1963年度からの毎年のデータでは一けた台だったが、1993年度から増え始め、2000年度初頭から急激に増え2023年度には70人近くとなっている。ここには単に数が増えただけでなく、身元がはっきりしている市民でもその遺骨が引き取られ		

なくなっている点が大きな課題とのことだった。全国的にも「引き取り手のない遺骨」については課題となっており、2006(H18)年度と 2015(H27)年度の比較を見ても札幌市や仙台、横浜、静岡、名古屋、京都、大阪など多くの自治体において引き取り手のない遺骨が増えており、説明では大阪市は1860 柱が 2999 柱となり、年間の死亡者 3 万人中約 1 割となっている。こうした動向はどの自治体でも同様の時代に突入しているのではないかと受け止めた。

※横須賀市は「第一の事業」として「エンディングプラン・サポート事業」を掲げ、「孤立・低所得市民の無縁化の防止」「死後の信教と尊厳を保全」するとし、対象は一部の市民ではあるが、まずは市役所がご本人に通常から支援を行い、葬儀社との連携を行える仕組みをつくっている。

市役所の支援は、独居・頼れる身寄りのない市民、低所得で資産の少ない市民を対象に、ご本人に毎月電話をかけ安否確認を行い、3～4 か月に一度は家庭訪問、死後は納骨まで寄り添って行う…などの取り組みをしているとのことだった。葬儀社と本人との関係では市内に 5 万円ほどでできる納骨堂もあることから市民が自ら費用を前納し、死後、納骨までを履行するとのこと。地方自治体では「市民からの諸費用を預かる行為は行えない」ため、結局葬儀・納骨までの業務を行う葬儀社に、ご本人の信教に沿って選択し、費用を前納するとのことだった。この取り組みは、亡くなった後の様々な手続き・最後の取り組みに生前からつなげられる仕組みを作っているとは考えるが、ある程度資産がある市民には、こうしたスムーズな流れ・ルールをつくっておくことは大事と考えた。

しかし生活保護受給者はそうした費用もない上に、死亡したその時点で、生活保護受給者から除外されるのが現在の生活保護制度であることを考えると、自治体独自の支援策を上乗せ、あるいは横出しして実施していくことも重要と考える。墓地、埋葬等に関する法律第 9 条第一項には「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」と明記されているが、現在の調布市では、こうした責任をも果たしていないのではないかと、これまで経験してきた市民からの相談などを通じて実感したため、早急な支援策確立が必要と考えた。

※横須賀市の「第 2 の事業」は、対象者は全市民として終活登録事業を行う

とのことで、独居高齢者に限らず、誰でも利用できるようにするとのこと。引き取り手のない遺体が急増した背景には、家族数の減少という基礎要因があり、家族・親族の要因とは異なる要因として、バブル崩壊や携帯の主流化をあげている。横須賀市の場合は、終活情報登録制度の整備を選択し、これは急務としてその仕組みをつくることを進めている。様々な自治体で取り組みが始まっているが、指摘されていたのは「エンディングノート作成」あるいは「エンディングノートの配布だけ」では、それ自身が最悪の選択であると指摘された。横須賀市の「わたしの終活登録事業」として、所得制限も年齢制限もなく、希望するすべての市民が選択し登録できる、つまり不幸な事態に陥った時、関係機関に情報伝達ができるだけスムーズに動けるように支援を行っているという姿勢だと受け止めた。

これらの事業に関わる予算は、約 343 万 5 千円。生活困窮者自立支援法にもかかわる分野には国庫負担金 3/4 があるため合わせて活用している。業務にあたる職員の方は終活支援センターと共に食糧支援(フードバンク事業)も兼務とのことだった。

◇横須賀市の長い歴史を持った取り組みを資料で伺いながら、調布市の取り組みはそのスタート地点にも立っていないのではないかと考えた。

では、まず何を優先して政策提言を行うのか、どこまでを形にしてもらう提案とするのか、今後の具体策を考えていく時に来ていると痛感。

人生の最後を迎えるにあたって、自己責任だけの時代ではないことを考えると、安心して毎日を過ごせる、あるいは将来の不安もなくすためのスタート地点をどこにするのか…を、今後も探求していくべきであると思う。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

文中に記載

第 3 号様式（第 4 関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	田中 謙二
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
横須賀市 「公営の墓地・納骨堂・火葬場等を含む市民への終活支援について」		
2 実施結果に対する所感、意見等		
（質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等） ● 2 つの終活支援 （１）エンディングサポート（ES）事業、（２）私の終活登録事業 全国的にも先進的な終活支援として高く評価されている。その背景として、市役所職員の使命感によるところが大きいと感じた。一方、課題もある。本事業は、葬儀・納骨の支援が中心だが、近年は賃貸住宅の明け渡し、公共料金解約、デジタル遺品の整理、ペットの引き取りなど、いわゆる「死後事務」が増える傾向がある。これらを包括的に支援する仕組みは必ずしも十分とは言えない。民間サービスや司法書士、社労士、弁護士など専門士業者との連携強化も含めた支援が必要だと感じた。 ● 中央斎場 近年、冬季（12 月から 3 月）に死亡者数が増える傾向があり、火葬待ちが発生している。通常は 22 件/日の火葬件数を 24 件に増やすなど対策をしているが、さらなる対策として、友引や正月も火葬するなどの検討がされている。施設の火葬能力への対応や、将来的な更新・改修が課題となっている。周辺自治体との広域的な火葬体制の強化が望まれる。例えば、三浦半島 4 市 1 町で「火葬広域連携協定」を締結し、横須賀市が受け入れ困難な場合は、空きのある他自治体を優先的に案内できるような体制整備が考えられる。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
● 本市には公営の墓地、納骨堂、火葬場がない。多死社会を迎えるにあたり、市としてどのような支援が必要かつ有効なのか。提言にまとめていきたい。具体的には、エンディングノートの登録制度、緊急連絡先の市への登録、リビングウイルや延命治療希望の登録、遺言書・死後事務委任契約・埋葬先など保管場所の登録、本人が意思表示できなくなった際に、市が医療機関や警察・消防へ登録情報を開示する仕組みなどが考えられる。		

● 「じぶんノート」の発展形

本市は「じぶんノート」を配布するまでは整っているが、ノートの内容を必要な時に活用する仕組みについての提案までは至っていないという課題がある。例えば、「じぶんノート」と連携した登録制度の創設、緊急連絡先や医療・介護の希望の登録、エンディングノートや遺言書の保管場所の登録、警察・消防・医療機関への情報提供の仕組み、身寄りのない高齢者への死後事務・納骨支援との連携、地域包括支援センターを窓口とした終活相談体制の整備などが考えられるので調査研究を進めていきたい。

第 3 号様式（第 4 関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	沼田 亮
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
横須賀市 「公営の墓地・納骨堂・火葬場等を含む市民への終活支援について」		
2 実施結果に対する所感、意見等		
（質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等） 1、「エンディングプラン・サポート事業」、「わたしの終活登録事業」 横須賀市が実施している「エンディングプラン・サポート事業」および「わたしの終活登録事業」は、超高齢化社会における自治体福祉・終活支援の先進的なモデルである。2015 年に全国に先駆けて「エンディングプラン・サポート事業」を開始した背景には、単なる高齢化にとどまらない「単身高齢者の急増」と「墓地埋葬法上の行政負担増」という切実な課題があった。低所得・低資産の独居高齢者は、民間の死後事務委託や任意後見制度（数十万円以上の費用が必要）を利用しにくく、孤独死後の対応が放置されやすい状況にあり、経済的・制度的スキマの解消が必須であった。また、身元が判明しているにもかかわらず、親族に引き取りを拒否されたり、頼れる身内がいなかったりすることで、市が税金（墓地埋葬法第 9 条）で火葬・埋葬を行わざるを得ないケースが増加していた。 横須賀市の取り組みは、対象層や目的に応じて 2 段階で設計されている点が大きな特徴である。 （1）エンディングプラン・サポート事業（2015 年～） 低所得・低資産（月収 18 万円以下、預貯金 250 万円以下等）の頼れる身寄りがない単身高齢者等を対象とし、市が仲介となり、本人が協力葬儀社と低額（生活保護基準と最低納骨費 27 万円（R6 年度））の生前契約を結ぶ。生前は市が毎月電話で安否確認、3～4 ヶ月に 1 度は家庭訪問を実施。葬儀・納骨のプランやリビングウィルの書面等も市が保管する。死亡の際には、病院や警察からの連絡を受けて市が契約情報を開示し、協力葬儀社が滞りなく葬儀・納骨を執行する。 （2）わたしの終活登録事業（2018 年～） 所得・資産制限なく全市民を対象とし、緊急連絡先、遺言書の保管場所、		

生前契約している葬儀社、墓地所在地などの「情報の開示先」を市に事前登録する制度。本人が倒れた際や死亡時に、警察・病院・福祉関係者からの照会に対して市が情報を開示する。様々な終活関連情報を本人の意思で登録してもらう点が、単にエンディングノートの無料配布事業とは異なる。

本事業の考察と行政的意義を以下に記す。

① 行政の「信頼担保」と「コーディネーター」機能の発現

行政自らが金銭の預かりや死後事務の実務を直接担うのではなく、「意思の保管」「公的データベース化」「民間事業者・福祉関係者の仲介」に特化している。これにより、公金のリスクを最小限に抑えつつ、市民にとっては「市が関与している」という絶大な安心感を提供できている。

② 予防的福祉（リスクマネジメント）としての機能

死後の遺体引き取り拒否や無縁仏化が起きてから公費処理（墓地埋葬法に基づく税金投入）するのではなく、生前に本人の意思と資金で解決しておく仕組みを作ることで、長期的には行政の人的・財政的コストを抑制する予防的福祉として機能している。

③ 「生の尊厳」と「自己決定権」の尊重

身寄りがなく貧困状態にある高齢者は、最期のあり方を自分で選べないケースが多くあった。本事業は、本人の希望する宗派・方法での葬儀や意思表示を保証することで、貧困や孤独に関わらず人生のエンディングにおける尊厳を守る役割を果たしている。

横須賀市のエンディングサポート事業は、「家族が担ってきた死後対応を、家族機能の解体に伴いどう公的に補完するか」という現代日本の構造的課題に対する、極めて現実的かつ画期的な解答と言える。単なる「お葬式の手伝い」ではなく、市民が最期まで安心してその人らしく生き抜くための「福祉インフラ」としてデザインされている点に、本事業の本質的な価値が存在すると思われる。

2、「横須賀市立中央斎場」

横須賀市立中央斎場は、横須賀市坂本町の緑豊かな高台に位置する同市唯

一の公営火葬場である（平成５年４月竣工）。喧騒から離れた落ち着いた空間で、横須賀市民の終末・見送りを支えるインフラとして、地域社会において極めて大きな役割を果たしている。公営施設であるため、横須賀市民であれば民間施設に比べて非常に安価に利用が可能であり、葬儀費用の高騰が課題となるなかで、遺族の経済的負担を大きく抑える安全網としての機能を果たす。火葬炉１０基を備える比較的規模の大きな施設であり、人口規模の大きい横須賀市全体の火葬需要を単独で支える基幹施設となっている。高齢社会の到来に伴い、人口構成から分析すると、火葬件数は２０３４年前後に約６,５００件程度まで増加し、その後、緩やかに減少する見通しである。

同斎場は火葬専用施設であり、通夜・告別式を行う葬祭ホール（式場）を併設していない。そのため、一般的な葬儀では「民間の斎場や自宅で式を行う → 中央斎場へ移動して火葬」というプロセスをとる。告別室を備えており、短時間の読経や焼香が可能。近年の「家族葬」や「直葬（火葬式）」の増加に対し、大規模な式場を借りずにシンプルに見送りたい遺族のニーズには非常に合致していると思われる。

現在の施設設備は、約５４億円を投資し、整備されたものであるが、横須賀市公共施設保全計画において、７０年使用する計画（２０６５年まで使用予定）となっている。今後、火葬設備の更新（約１３億円の投資予定）や屋根改修なども想定され、約３５年後には施設設備の再整備が必要となるが、ゼロベースで様々な検討が必要と思慮されることである。

横須賀市立中央斎場は葬儀の簡素化・小規模化という現代の潮流の中で、市民の生活と尊厳を守る要の施設であり続けている。今後、施設の老朽化対策や多死社会におけるスムーズな受入体制を維持していくことが期待される。

３ その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

① 横須賀モデルは他自治体（大和市や東京都豊島区など）にも広がりを見せているが、自治体ごとにノウハウや人的リソースの格差がある。調布市においても、横須賀モデルを参考に、調布市に適した制度設計が必要である。また、国レベルでの法整備やガイドライン作成の重要性が、今後さらに高まると予想される。

② 調布市において、自治体単独で公営火葬場を保有することは困難である

ことから、近隣自治体と連携して、公営火葬場の必要性を多角的に協議・検討していく必要がある。

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	藤川 満恵
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
横須賀市 「公営の墓地・納骨堂・火葬場等を含む市民への終活支援について」		
2 実施結果に対する所感、意見等		
（質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等） 全国に先駆けて終活支援事業を開始し、公営火葬場の運営と併せて、市民の人生の最終段階を支える施策を展開している横須賀市を視察させていただいた。 ありがたいことに、横須賀市の終活支援事業を立ち上げられた市の特別福祉専門官から直接お話を伺うことができ、体験からの説得力あるご説明に改めて感謝を申し上げたい。 横須賀市では、1990年代後半から「引き取り手のない遺骨」が急増したことが、終活支援事業を開始する契機となった。当初は身元不明者が中心であったが、2000年頃からは、「身元は判明しているものの、引き取り手がない市民」が増加していることが大きな課題となっていた。 その背景には、高齢化だけではなく、核家族化や単身世帯の増加、固定電話から携帯電話への移行により、親族との連絡が取りにくくなった社会構造の変化があるとの説明を受けた。 横須賀市では、この課題を「葬祭行政」ではなく、「福祉」「孤独・孤立対策」「地域包括ケア」の課題として捉え、本人の尊厳を守ることを目的に終活支援事業を開始された。 現在は、 ・エンディングプラン・サポート事業 ・終活情報登録伝達事業「わたしの終活登録」 を柱とされている。 エンディングプラン・サポート事業では、身寄りがなく低所得の高齢者等を対象に、生前に本人の意思に基づき葬儀や納骨を契約し、市がその履行を見守る仕組みを構築されている。 また、「わたしの終活登録」では、緊急連絡先やリビングウィル、葬儀や		

納骨先、遺言書やエンディングノートの保管場所などを市へ登録し、万一の際には病院や警察、消防、福祉事務所などへ必要な情報を伝える制度となっている。

この全国に先駆けた終活支援事業は、「人生の最終段階を行政としてどう支えるのか」、「誰もひとりにさせない」、「終活とは亡くなる準備ではなく、安心して今を生きるための準備である」との考え方がとても印象的であった。

併せて、市営火葬場である中央斎場を視察させていただいた。

施設は火葬機能だけでなく、待合室やバリアフリー設備も充実しており、市民が故人との最後の時間を穏やかに過ごせる環境が整えられていた。

また、火葬炉の更新や施設維持には長期的な財政負担を伴うことから、施設整備だけではなく、計画的な維持管理も重要な行政課題であることを学ばせていただいた。

今回の視察を通じて、終活支援とは、墓地や火葬場を整備することだけではなく、「本人の意思を最期まで尊重する仕組みづくり」であること、横須賀市では、引き取り手のない遺骨が増えた原因を親族の問題として捉えるのではなく、社会構造の変化による行政課題として受け止め、全国に先駆けて制度化していたことに大きな意義を感じた。

また、読売新聞でも紹介されていた横須賀市の市民後見人による定期訪問など、行政だけではなく地域全体で本人を支える仕組みづくりも進められていた。

調布市でも、高齢化や単身世帯の増加が進む中、終活支援は今後さらに重要な政策になると考える。

今回の視察で最も印象に残ったのは、横須賀市が「火葬場を運営する自治体」ではなく、「市民の尊厳を守る自治体」を目指していることであった。

本市でも、公営墓地や火葬場の整備に関する議論は重要であるが、それと同時に、生前から本人の意思を尊重し、地域や関係機関と連携しながら安心して暮らし続けられる終活支援体制を構築することが重要ではないだろうか。

今回大切な視点や多くのことを学ばせていただいた横須賀市の取組を参考に、市民アンケートで示されたニーズも踏まえながら、「人生の最期まで

安心して暮らせる調布」の実現に向け、調査・研究を進め、市政に生かしてまいりたい。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

文中に記載

第 3 号様式（第 4 関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	宮本 和実
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
横須賀市 「公営の墓地・納骨堂・火葬場等を含む市民への終活支援について」		
2 実施結果に対する所感、意見等		
（質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等） 今回の視察は、横須賀市の横須賀市で行っている「エンディングプラン・サポート事業の経緯と実施状況」についてである。 横須賀市は港町としての地理的特性や歴史的な経過から、無縁墓が多い地域であり課題であったらしい。しかしながら、近年では身元不明者ではなく身元が判明しているにも拘らず引取り手のいないご遺骨が増えてきているのが現状とのこと。担当の職員さんの熱い思いから、このような状況を回避すべく始まったのが「エンディングプラン・サポート事業」である。平成 27 年にスタートしたこの事業は、低所得・低資産の身寄りのいない単身高齢者を対象に、市が仲介者となって事前に協力葬儀社と契約し、滞りなく納骨を執行できる体制を作ることである。 また、同時に「わたしの終活登録事業」をスタートさせ、こちらは身寄りのない高齢者のみならず、身寄りのいる元気な市民も対象に、緊急時連絡先を登録してもらい警察からの問い合わせに対応できる体制を作った。 そもそも、身寄りがあってもなくても無縁墓として人生を終えることに関して、最後はご本人の希望する終焉を迎えさせたいという担当者の熱い思いから始まった制度である。人間の尊厳を守るという思いを感じた。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
調布市に必要なことは、人間の死に対し行政としてどう向き合うのかという事を改めて考える事ではないかと感じた。横須賀市の取組みを視察し、熱い思いの担当者からの話をお伺いし、人間の尊厳とは何か、行政が出来る事は何か、改めて考えていきたい。		